

木津川市ふるさと応援事業補助金交付要綱

平成28年3月31日告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進を目的に、誰もが「住みたい・住みたい・住んでよかった」と実感できるような活力と魅力のあるまちづくりを目指すため、市内で頑張る個人・団体から、様々な知恵、発想及び郷土愛等を活かした新たな提案を募集し、提案者が主体となって取り組む事業（以下「ふるさと応援事業」という。）に対し、市長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(提案の主体)

第2条 ふるさと応援事業の提案ができるものは、市内に在住若しくは在勤している個人又は次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 本市内に主な活動拠点及び活動場所を有する団体（NPO、ボランティアグループ、市民活動団体、自治会、企業等）であること。
- (2) 5人以上で構成され、そのうち半数以上が市内に在住又は在勤していること。
- (3) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）があること。
- (4) 予算・決算を適正に行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 行政が事務局に参加している団体
- (2) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う又は暴力団等公益を害するおそれのある個人又は団体

(対象事業)

第3条 対象となるふるさと応援事業は、総合戦略に示す次の6つの基本方針にかか

る事業かつ自立性と創造性をもって取り組む事業とする。

- (1) 学研都市としての特性を活かした産業の活性化、都市近郊農業の振興・活性化、企業誘致・立地による雇用と就業の創出
 - (2) 交流人口の増加、地域住民による「地域活性化・観光」の展開
 - (3) 「子育て支援No. 1」を目指した施策の充実
 - (4) 小さな拠点を活用した個性と魅力あふれる地域コミュニティの充実
 - (5) 地元教育機関や企業との連携によるまちの活性化
 - (6) まちづくりに取り組む、取り組もうとする人材の支援・創出
- 2 前項に定める事業は、次の要件の全てを満たすものでなければならない。
- (1) 公益的、社会貢献的な事業であり、かつ、地域課題や社会課題の解決が図られる事業であること。
 - (2) 本市の総合計画における基本方針と矛盾しないこと。
 - (3) 本市の総合戦略を推進する事業であること。
 - (4) 高い事業成果及び継続性が期待できること。
 - (5) 提案者が主体的に実施できること。
 - (6) 施設等の建築・改築や整備を目的としたものでないこと。
 - (7) 政策の提案・立案・実施に関するもの（政策立案のための調査・研究）でないこと。
 - (8) 学術的な研究事業でないこと。
 - (9) 事業検討等に関する調査でないこと。
 - (10) 地域住民の交流行事などの親睦的なイベント開催事業でないこと。
 - (11) 市が実施中又は実施を予定している事業でないこと。
 - (12) 他の制度により本市から補助を受けていないこと。
 - (13) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、市民の視点からの取組であること。
- (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、提案型事業の実施に要する経費の総額以内の額とし、補助金の額は、補助対象経費のうち市長が必要と認める経費とする。ただし、250万

円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 市が補助するふるさと応援事業の経費は、実施する事業に直接要する費用（旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費その他諸経費）とする。

（事業提案）

第5条 ふるさと応援事業を提案しようとする個人又は団体（以下「事業提案団体」という。）は、ふるさと応援事業提案書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 概要書（別記様式第4号）
- (4) 個人又は団体の前年度活動報告書
- (5) 団体の定款、規約、会則等（団体のみ）
- (6) 団体の構成員名簿又は役員名簿（団体のみ）
- (7) 前年度市民税納税証明書（個人のみ）
- (8) 前年度法人市民税納税証明書（団体のみ。ただし、納税義務のない団体は除く。）

（木津川市ふるさと応援事業審査委員会）

第6条 事業提案団体の事業を審査するため、木津川市ふるさと応援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査項目は次のとおりとする。
 - (1) 公益性
 - (2) 先進性及び先駆性
 - (3) 具体的な効果や成果
 - (4) 継続性
- 3 その他、審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事業採択決定の通知)

第7条 市長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、事業としての採否を決定するものとする。この場合において、採択された事業提案団体にはふるさと応援事業採択通知書(別記様式第5号)により、不採択の事業提案団体には、ふるさと応援事業不採択通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(事業の実施)

第8条 事業採択を受け、事業を実施する事業提案団体(以下「事業実施団体」という。)は、市担当部署等と協議・調整することとする。

(実績報告)

第9条 事業実施団体は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に事業実績報告書(別記様式第7号)及び事業収支決算書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条に定める報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助金対象事業の成果が補助金の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

2 事業実施団体は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときはふるさと応援事業補助金支払請求書(別記様式第9号)を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときはふるさと応援事業補助金概算払請求書(別記様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

(事業の継続)

第12条 事業は、原則として補助金の交付を受けた年度で終了するものとする。ただし、事業の効果について市長が認めた場合は、市と事業実施団体が協議し、翌年度以後も期間を定めて継続することができる。

- 2 前項に規定する期間は、事業を開始した年度を含め、最大で3年間とする。
- 3 第1項ただし書に規定する場合の補助金の額は、2年目は150万円を上限とし、3年目は100万円を上限とする。

(事業の公表)

第13条 市長は、第5条の規定により提出された提案について、当該事業の概要を公表することができるものとする。

- 2 市長は、採択された事業の概要及び事業実施団体の名称などを公表するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。